

コーポ〇〇 消防計画

年 月 日作成

## 1 目的

この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、コーポ〇〇における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

## 2 消防計画の適用範囲について

この計画は、コーポ〇〇に居住し、又は出入りするすべての者に適用する。

## 3 自衛消防の組織について

火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限防隊を置く。自衛消防隊の組織及び任務分担は次表

実態にあわせて、担当、役職等を記載する。

自衛消防隊長	副隊長	通報連絡班	(各住居者)
(所有者)	(防火管理者)	消火班	(各住居者)
		避難誘導班	(各住居者)

## 4 建物等の自主検査について

所有者等は、次の事項について日常の検査を実施するものとする。

- (1) 通路及び階段に避難上支障となる物品が放置されていないか。
- (2) 消防用設備等、電気設備（共用部分）に外観上異常がないか。

## 5 火気の管理について

所有者等は、共用室・共用部分について火気の使用又は取扱いに関する監督を行うものとする。各住戸内の火気の使用又は取扱いについては、それぞれの居住者の責任において実施するものとする。

## 6 消防用設備等の点検及び報告について

(1) 消防用設備等は、点検設備業者に委託して 3月と9月に行うものとし、所有者がその結果を受け、3年に1回 〇〇消防署長に報告する。

## (2) その他

ア 所有者等が、消防用設備等の点検結果報告書などを整理して管理する。

イ 建物、階段、消防用設備等の施設・設備等の維持管理は、所有者等

が行う。

7 不備欠陥等の整備について

防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥があるときは、所有者等に報告し、改善を図るよう要請しなければならない。

8 災害対策について

(1) 火災が発生した場合の自衛消防活動

ア 火災を発生させた者、又は火災を発見した居住者は、大声で他の居住者に知らせる。

イ 119番通報は、火災を発生させた者、発見した居住者、同一階の居住者が協力して行う。

ウ 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。

エ 玄関では、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸を  
オ その他

避難する場合は、エレベーターを使用しない。

(2) 地震時の自衛消防活動

ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

イ 地震が発生した場合は、使用中の火気を使用を中止する。

ウ 各設備器具は、安全を確認した後

エ 火災や救助を必要とする者が発生

初期消火や初期救護を行う。

オ 不確実な情報やデマに惑わされず

じる。

カ 周辺住民と協力し震災活動を行う。

キ 一時避難場所は、前面駐車場とし、必要に応じて避難場所（ 小学校）に避難する。

ク 地震後は、火気使用設備・具等の破損状況を検査し、安全であることを確認した後使用を再開する。

ケ その他

9 訓練及び教育について

所有者等は、自衛消防隊の消防技術及び  
次の訓練・教育を行うものとする。

(1) 自衛消防隊による消火、通報及び避難訓練（毎年 3 月頃実施）

該当するものにチェック  
を入れる。

最寄りの避難場所を確認し、  
記載する。

避難場所については、構成市  
町のホームページに掲載され  
ています。

消防用設備等の法定点検の時  
期と合わせて実施し、消防用設  
備等の使用方法について確認す  
ることが望ましい。

ため、

- (2) 居住者に対する消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知
- (3) 居住者が火災予防上守るべき事項の周知
- (4) 消防署及び町内会が行う防災教育及び防災訓練への居住者の参加促進

10 入居者に対する指導について

所有者等は、新たに入居することとなった者に対し、居住者が守るべき事項を記載したパンフレット（別添参照）を配付し、出火防止、火災発生時の対応について防火管理指導を行うものとする。

11 消防機関への報告、連絡について

防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関と連絡を密にし、必要な報告を行わなければならない。

12 工事中の防火管理について

建物全体に及ぶ増改築等を行う場合には、別紙

防火管理の一部を委託の有無をチェックし、委託がある場合は、別紙「防火管理業務の委託状況」を記載する。

13 防火管理業務の一部委託について 該当 非該当

受託者の名前及び住所並びに受託者の行う防火管理業務の範囲及びその方法については、別紙（防火管理業務の委託状況）のとおりとする。

コーポ○○ にお住まいの皆さまへ

## ■ 居住者は火災予防上必要な次の事項を守らなければなりません。

- 1 火災予防上守らなければならないこと。
  - (1) ガスコンロ、ストーブなどの火気使用器具やアイロンなどの発熱器具は、使用前及び使用後に必ず点検し、安全の確認など正しく管理に努めること。
  - (2) 喫煙は灰皿のある場所で行い、吸がらの後始末は確実にを行うこと。
  - (3) 焼却炉の使用、たき火などは行わないこと。
  - (4) 灯油、LPG などの危険物品を使用する場合は、その性状に注意し必要量以上は保管しないこと。
  - (5) 廊下、階段、バルコニーの仕切板などの付近には避難に障害となる物品などを置かないこと。
  - (6) 消防用設備等の周囲には、使用の際障害となる物品を置かないこと。
  - (7) 廊下、EV ホール等の共用部分には、可燃物を存置せず、放火させない環境づくりに努めること。
- 2 地震による被害を防止するための対策
  - (1) 家具、火気使用器具などの転倒防止及び物品の落下防止の措置をとること。
  - (2) 石油ストーブは、油漏れに注意し、給油に際しては消火してから行うこと。
  - (3) 防災ずきん、非常用飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品などを準備するよう努めること。
  - (4) 毎月1日に家族防災会議又は自治会等の集会の機会ごとに防火、防災上必要な事項について積極的に話し合いをするよう努めること。

## ■ 居住者は災害が発生した場合、次によりの確に活動しなければなりません。

- 1 火災時の措置
  - (1) 火災を発見した者は、119 番通報したのち非常ベル又は大声で付近の者に火災を知らせること。
  - (2) 火災現場付近に居る者は、消火器などを使って初期消火に努めること。
  - (3) 逃げ遅れた者や、負傷者を発見した者は、大声で付近の者に協力を求めて人命救助、救護等にあたること。
  - (4) 避難する場合は、財物、衣服等に執着しないで早期に安全な場所に避難すること。
  - (5) 火災発生場所の居住者や関係者は、消防隊へ積極的に情報提供を行う

こと。

## 2 地震発生時の措置

- (1) 出火防止のためガスレンジ、湯沸器、ストーブなどの火気使用器具の栓の閉鎖及び避難口確保のため出口となるドアなどを開けておくこと。
- (2) 火災が発生した場合は、他に優先して逃がなければならぬ負傷者等が発生した場合は居住者が協力して救

実際に設置されている設備を空欄に記載する。

### 【例】

- ・自動火災報知設備
- ・非常警報設備
- ・非常警報器具

## ■ 訓練及び防災教育への参加

居住者は、防火管理者が実施する消火訓練等に積極的に参加し、防火、防災思想の高揚、人命安全の確保に努めること。

## ■ 廊下等の共用部分に設置された消防用設備

各階の廊下には、消火器・自動火災報知設備が設置されています。

各階のベランダには、避難器具等が設置されています。

※ 階段が使えないときは、ベランダの隔壁を割って避難しましょう。

※ ベランダは避難経路の役目も果たしていますので整理整頓を心がけましょう。

防火管理業務の外部委託があれば、  
その内容を記載する。

別紙

防火管理業務の委託状況（ 年 月 日現在）  
（ 方式）

防火対象物名称	
管理権原者名前	
防火管理者名前	
受託者の名前及び住所 法人にあつては名称及び 主たる事務所の所在地	名前（名称） 住所（所在地） TEL  担当事務所 TEL
受託者の行う防火管理業務 の範囲	
受託者の行う防火管理業務 の方法	